

高齢者福祉について（地域包括ケアの推進～支え愛・ほっとステーション事業～）

厚生委員会資料
令和3年1月19日
福祉部福祉計画課

1. 支え愛・ほっとステーション事業の概要

【目的】

高齢者等からの相談を受ける拠点を地域センター内に設置し、常駐のコーディネーター(社会福祉士等)が要支援高齢者を発見するとともに、相談から支援へとスムーズにつなぐことにより、高齢者の在宅生活の安心・安全を確保する。

【対象】

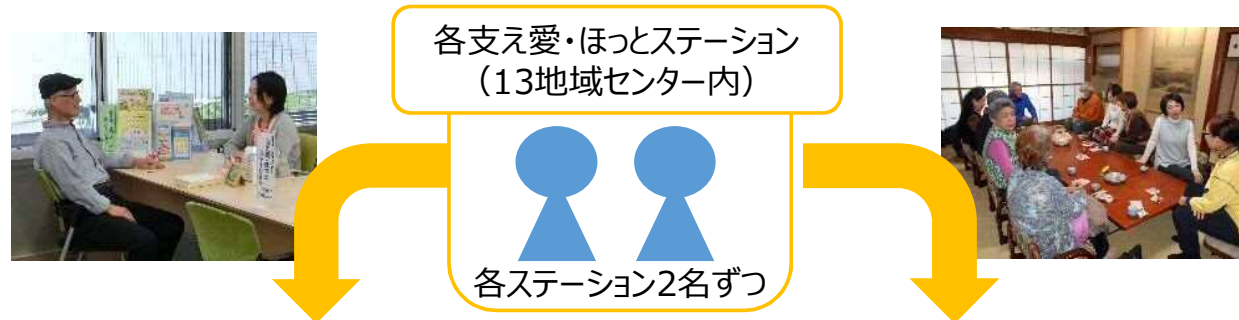
主にひとり暮らし高齢者、高齢者夫婦、日中独居世帯等

【内容】

- ・ひとり暮らし高齢者等の生活実態の把握
- ・在宅高齢者や家族からの相談対応
- ・制度横断的な支援を関係機関・団体と調整
- ・地域の見守りネットワークの形成
- ・生活支援サービス（ほっとサービス）、見守りサービス（定期電話、定期訪問）の提供、調整



2. 支え愛・ほっとステーションのコーディネーターの役割



個別支援

相談を受け、必要な支援につなぐ

- ・区民の身近な相談窓口機能
- ・制度の狭間にある人などを支援

各地区の実績

	H30	R1
相談	2,641件	2,509件
訪問	2,484件	2,314件
アウトリーチ	1,199件	2,208件

地域づくり

地域づくりをコーディネート

- ・社会資源の把握
- ・住民、社会資源、行政間のネットワーク構築
- ・地域活動への参加支援

各地区の実績

	H30	R1
地域交流会	6回	18回
ほっとサービス	1,805件	1,984件
フリースペース(集いの場)	区内10ヶ所に設置	

3. 令和2年度の取組み

1. 事業実績（令和2年11月末時点）

①相談業務（1,758件）

窓口や電話、訪問による相談対応。コーディネーターは相談内容によって、サービス提供（ほっとサービス等）や関係機関につなぐ等の調整を行う。



②ほっとサービス（842件）

日常のちょっとした困り事に、地域支援員（ボランティア）が30分200円で支援を行うサービス。
※今年度は新規利用の受付をせず、既登録者へのサービスのみ実施。

③定期訪問・定期電話（1,191件）

定期訪問：地域支援員が月に1回程度、登録者の自宅を訪問
定期電話：コーディネーターが月1～2回程度、希望する日時に登録者の自宅へ電話し安否確認を実施



※今年度の定期訪問は必要最小限の件数に留め、定期電話にシフトして対応。

2. コロナ禍での新たな取組み

①ステーション便りの発行



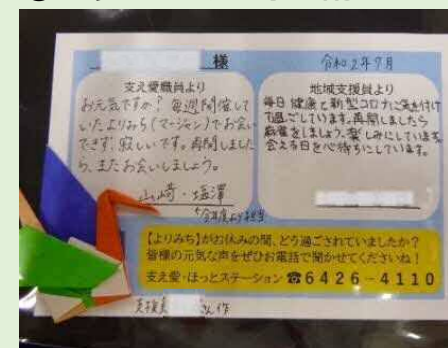
訪問ができない代わりにサービス利用者や地域支援員の自宅に定期的にポスティング（各ステーションで月1回程度実施）

②返信ハガキを使った安否確認



定期訪問利用者に対し、地域支援員のメッセージを付けたチラシと利用者の近況を伺う返信ハガキをセットにして、ポスティング【発送数 356人】【返信数 183人】

③折り紙付きカードの配付



地域支援員が

- ①メッセージを書く人
- ②折り紙を折る人
- ③メッセージを届ける人

に分かれて、フリースペース参加者へ配付

※地域支援員がそれぞれ自分のできることを分担して作成

介護保険制度は、現状の社会状況等をふまえ、3年に一度改正される。区ではこの改正内容を受け、令和3年度から3年間の期間とする第八期品川区介護保険事業計画（以下計画）を作成し、課題解決に向けた取組を行うことにより、高齢者福祉のさらなる推進を図る。

1. 国における主な改正内容

（令和2.12.23介護給付費分科会「令和3年度介護報酬改定に関する審議報告」から抜粋）

（1）感染症や災害への対応力強化

- 利用者に必要なサービスが安定的・継続的に提供される体制を構築
 - ・日頃からの備えと業務継続に向けた取組の推進

（2）地域包括ケアシステムの推進

- 住み慣れた地域において、利用者の尊厳を保持しつつ、必要なサービスが切れ目なく提供されるよう取組を推進
 - ・認知症への対応力向上に向けた取組の推進
 - ・看取りへの対応の充実、医療と介護の連携の推進
 - ・在宅サービス、介護保険施設等の機能・対応強化
 - ・ケアマネジメントの質の向上と公正中立性の確保

（3）自立支援・重度化防止の取組の推進

- 制度の目的に沿って、質の評価やデータ活用を行いながら、科学的に効果が裏付けられた質の高いサービスの提供を促進
 - ・リハビリ・機能訓練、口腔、栄養の取組の連携・強化
 - ・介護サービスの質の評価と科学的介護の取組の推進
 - ・寝たきり防止等、重度化防止の取組の推進

（4）介護人材の確保・介護現場の革新

- 喫緊・重要な課題として、介護人材の確保・介護現場の革新に対応
 - ・介護職員の処遇改善や職場環境の改善に向けた取組の推進
 - ・テクノロジーの活用や人員基準・運営基準の緩和を通じた業務効率化・業務負担軽減の推進

（5）制度の安定性・持続可能性の確保

- 必要なサービスは確保しつつ、適正化・重点化を図る
 - ・評価の適正化・重点化
 - ・報酬体系の簡素化

（6）その他の事項

- ・介護保険施設におけるリスクマネジメントの強化
- ・高齢者虐待防止の推進
- ・基準費用額（食費）の見直し

2. 区の対応策

（※）第八期品川区介護保険事業計画に記載予定（以下同じ）

（1）感染症や災害への対応力強化

- ・感染症、災害時への体制整備（※）
- ・区に指定権限のあるサービスについて、感染症対策等に関する規定を行うため、基準条例改正

（2）地域包括ケアシステムの推進

- ・区に指定権限のあるサービスについて、認知症介護基礎研修受講に関する規定を行うため、基準条例改正
- ・認知症高齢者とともに生きる総合的な施策の推進（※）
- ・看取り対応や施設サービスの質の向上（※）
- ・介護保険サービスの充実（※）
- ・ケアマネジメントの質の向上に関する取組の実施（※）

（3）自立支援・重度化防止の取組の推進

- ・健康づくりと介護予防サービスの充実（※）
- ・事業所に国へのデータ提供加算内容を周知
- ・介護給付費等データ分析に基づく、効果的なサービス内容の検証実施

（4）介護人材の確保・介護現場の革新

- ・福祉人材の確保・育成と業務の効率化（※）
- ・国・都補助金と調整の上、区独自のICT活用補助を検討

（5）制度の安定性・持続可能性の確保

- ・質の高いケアマネジメントによる適正な保険給付の実施
- ・事業所に報酬改定内容を周知

（6）その他の事項

- ・事業所に事例を用いてリスクマネジメントに関する内容指導
- ・高齢者虐待防止への体制整備（※）
- ・基準費用額見直しに対応した適正な制度運営



3. 介護報酬改定について

（1）介護報酬改定率（令和2.12.18介護給付費分科会 参考資料1より）

- ・12月17日の予算大臣折衝を踏まえ、令和3年度の介護報酬の改定率は、+0.70%となった。
- ※ うち、新型コロナウイルス感染症に対応するための特例的な評価 +0.05%（令和3年9月末までの間）

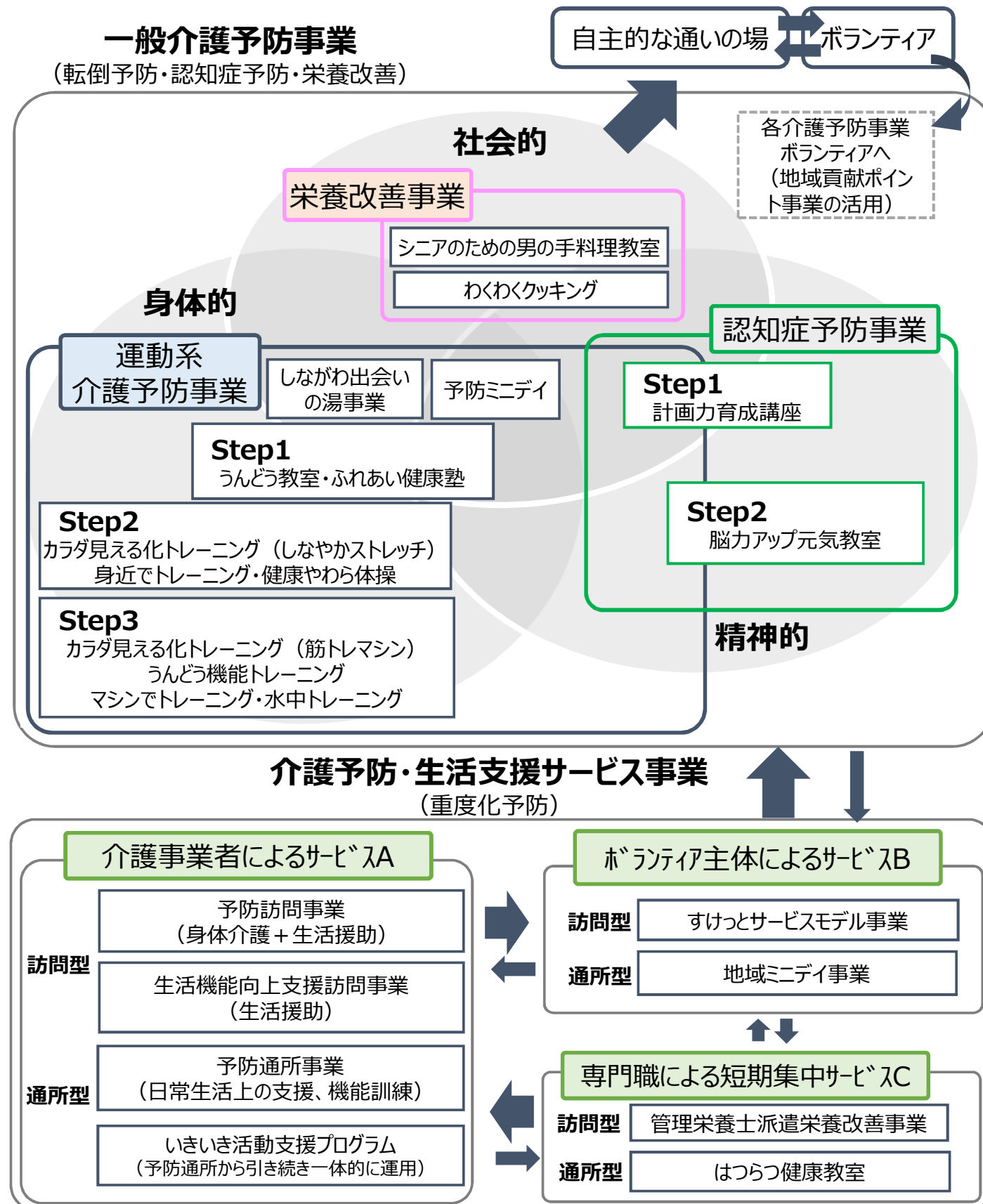
（2）改定内容を踏まえた推計に伴う第一号被保険者保険料基準額の見直し

- ・高齢化の進展と報酬改定に伴い、介護給付費の増加が見込まれることから、第一号被保険者保険料を月額6,400円程度と推計している。
- ・実際の保険料基準額は、介護給付費等準備基金を充当し、月額6,100円から6,300円程度を見込んでいる。（参考：第七期 5,600円）

高齢者福祉について～高齢者支援（健康づくり・介護予防の取り組み）～

厚生委員会資料
令和3年1月19日
福祉部高齢者地域支援課

1. 品川区介護予防・日常生活支援総合事業について



2. これまでの取り組みおよび今後の方向性について

(1) 令和2年度一般介護予防事業の実施状況について

事業名	年間予定回数	実施見込回数	備考
カラダ見える化トレーニング	336回	252回	7月再開(定員減)
うんどう機能トレーニング	240回	160回	7月再開(定員減)
マシンでトレーニング	288回	204回	7月再開(2グループ制)
水中トレーニング	432回	300回	7月再開(定員減・隔週)
身近でトレーニング	504回	384回	7月再開(2グループ制)
健康やわら体操	96回	48回	10月再開(定員減)
うんどう教室	108回	54回	10月再開(室内運動なし)
予防ミニデイ	120回	90回	7月再開(2グループ制)
ふれあい健康塾	156回	117回	7月再開(2グループ制)
しながわ出合いの湯	1,127回	198回	1月再開予定(定員減)
シニアのための男の手料理教室	20回	中止	飲食を伴うため中止
わくわくクッキング	130回	中止	飲食を伴うため中止
計画力育成講座	16回	16回	会場変更・定員減
脳力アップ元気教室	160回	80回	10月再開(2グループ制)

(2) 外出自粛に伴う在宅高齢者への支援について

新型コロナウイルス感染症拡大防止に伴う外出自粛により心身機能の低下が懸念されるため、感染症対策期間中でも取り組める運動や食事、人との交流について、町会・自治会への回覧板、区広報紙、区ホームページ、ケーブルテレビ品川、FMしながわ、高齢者クラブなどを通じて在宅高齢者を支援した。

(3) 今後の方向性について

- ①一般介護予防事業の充実**
住み慣れた家や地域でできるだけ長く暮らし続けられるよう、健康づくり・介護予防の取り組みを充実させ、健康寿命の延伸、自立支援・介護予防を推進する。
- ②住民の主体性に基づく自主的な活動の促進**
高齢者が集える通いの場や居場所を身近な場所に確保することにより住民主体による介護予防・地域づくりを推進する。